

国民健康保険・後期高齢者医療制度のお知らせ

問 町民課 国保年金係 ☎(83)1225

◎保険料(税)について

令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が始まります。

子ども・子育て支援金制度とは、全ての世代の方から医療保険の保険料(税)とあわせて支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、**子ども子育て世帯を社会全体で支える制度**です。

(制度の概要につきましては、こども家庭庁のホームページやリーフレットをご覧ください。)

子ども・子育て支援納付金分の納付は、7月から開始します。保険料(税)の金額については、7月上旬から中旬に納入(税)通知書を送付しますので、ご確認ください。

【国民健康保険税】 子ども・子育て支援納付金分の新設、賦課限度額の改定

- 子ども・子育て支援納付金分は、被保険者の所得や人数などに応じて算出されます。
18歳未満の子ども(18歳に達する日以降最初の3月31日までの子ども)は、子ども・子育て支援納付金の均等割額が**10割軽減**されます。
- 賦課限度額のうち、医療給付分のみ引き上げられます。

世帯の保険税

区 分		所得割		均等割		平等割
医療給付費分 限度額67万円	=	課税標準額 × 5.65%	+	被保険者数 × 2万7,500円	+	1世帯あたり 2万6,800円
後期高齢者支援金分 限度額26万円	=	課税標準額 × 2.50%	+	被保険者数 × 1万円	+	1世帯あたり 6,870円
介護納付金分 限度額17万円	=	課税標準額 × 1.99%	+	被保険者数 × 1万1,000円	+	1世帯あたり 7,800円
子ども・子育て支援納付金分 限度額3万円	=	課税標準額 × 0.24%	+	被保険者数 × 2,068円	+	1世帯あたり 0円
	=		+	18歳以上被保険者数 × 112円	+	

【後期高齢者医療保険料】

保険料率の改定、子ども・子育て支援納付金分の新設、賦課限度額の改定

医療給付費分の保険料率は、医療給付費などの費用と国・県・市町村負担金、その他医療保険からの支援金や皆さまからの保険料などの収入を見込んで算定されています。

	区 分	令和8・9年度		区 分	令和8年度※2
医療給付費分 限度額85万円	均等割額	5万2,531円※1	子ども・子育て支援納付金分 限度額2万1,000円	均等割額	1,330円
	所得割額	10.30%		所得割額	0.25%

※1 医療給付費分と子ども・子育て支援納付金分の年間保険料額は、均等割額と所得割額の合計額の10円未満を切り捨てます

※2 子ども・子育て支援納付金分の令和9年度保険料率は、令和8年度中に算定します